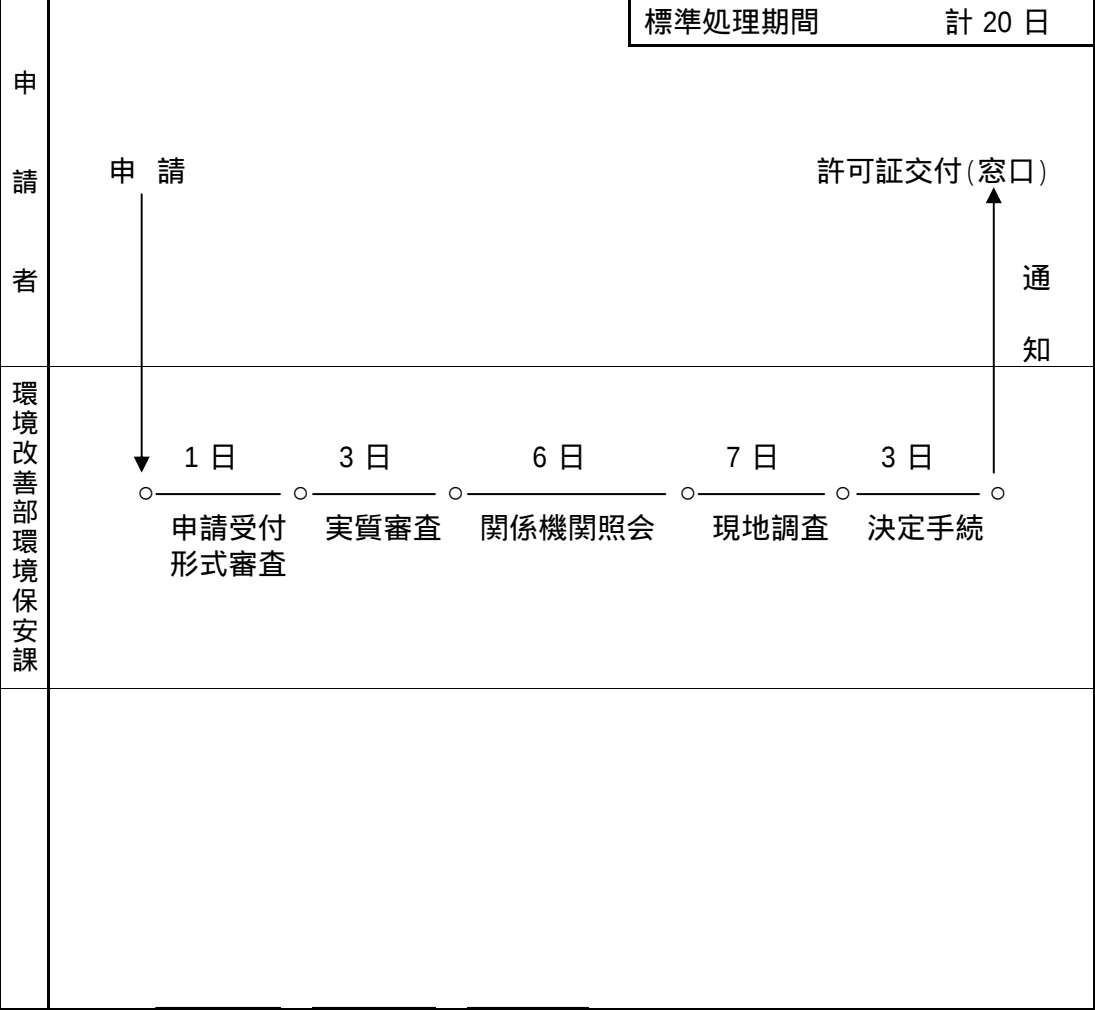


(様式 - 1)

事務処理フロー

事務名 火薬類製造施設等変更許可

《事務処理フロー図》



(平成17年8月1日更新)

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42 - 481

《事務処理フロー図の説明》

項 番	項 目	説 明
1	形 式 審 査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実 質 審 査	申請書の内容について審査基準(火薬類取締法)を満たしているかどうかを審査します。
3	関 係 機 関 照 会	申請者について市町村の戸籍担当課に文書で欠格事由等を照会します。警視庁へも連絡します。
4	現 地 調 査	申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について調査・確認をします。
5	決 定 手 続	審査・調査結果に基づき起案し、許可の諾否について環境保安課長が決定します。
6	許 可 証 交 付	申請者に通知します。(電話連絡)